

和泉保育園ほかトイレ改修設計業務仕様書

1 業務概要

本業務は、保育園トイレの施設環境を整えることを目的として、対象園内指定の和風便器（幼児用、大人用）を洋風便器（幼児用、大人用）に取り替え、関連する設備及び建築の改修設計を行うものとする。

2 業務内容

- (1) 設備改修設計
- (2) 建築改修設計
- (3) 仮設計画
- (4) 設計図面作成

3 改修対象保育園及び改修対象箇所数

- (1) 和泉保育園 : 安城市和泉町北本郷 2 3 7 番地
園 舎 : 2 階建
対象箇所 : トイレ 6 ヶ所
幼 児 用 : 1 1 台
大 人 用 : 5 台
- (2) 城ヶ入保育園 : 安城市城ヶ入町丸根 3 番地
園 舎 : 1 階建
対象箇所 : トイレ 3 ヶ所
幼 児 用 : 6 台
大 人 用 : 2 台
- (3) えのき保育園 : 安城市榎前町北榎 5 番地 1
園 舎 : 1 階建
対象箇所 : トイレ 4 ヶ所
幼 児 用 : 6 台
大 人 用 : 2 台
- (4) みのわ保育園 : 安城市箕輪町屋下 3 5 番地
園 舎 : 1 階建
対象箇所 : トイレ 6 ヶ所

- 幼 児 用 : 8 台
大 人 用 : 3 台
- (5) 新田保育園 : 安城市新田町郷西 9 9 番地
園 舎 : 1 階建
対象箇所 : トイレ 6 ヶ所
幼 児 用 : 9 台
大 人 用 : 4 台
- (6) 赤松保育園 : 安城市赤松町隅田川 5 5 番地
園 舎 : 1 階建
対象箇所 : トイレ 3 ヶ所
幼 児 用 : 5 台
大 人 用 : 3 台
- (7) みその保育園 : 安城市美園町 1 丁目 2 9 番地
園 舎 : 2 階建
対象箇所 : トイレ 6 ヶ所
幼 児 用 : 1 2 台
大 人 用 : 4 台
- (8) 桜井保育園 : 安城市桜井町宮下 1 4 番地
園 舎 : 1 階建
対象箇所 : トイレ 6 ヶ所
幼 児 用 : 7 台
大 人 用 : 2 台
- (9) 錦保育園 : 安城市大山町 1 丁目 1 9 番地 1 5
園 舎 : 2 階建
対象箇所 : トイレ 8 箇所
幼 児 用 : 9 台
大 人 用 : 5 台
- (10) サルビア学園 : 安城市和泉町向 7 番地
園 舎 : 1 階建
対象箇所 : トイレ 2 箇所
幼 児 用 : 2 台

4 設計と条件

(1) 既設設備類の改修設計（衛生器具設備工事）

(2) 上記設計に付随する改修設計

ア 仮設計画

イ 電気設備工事（暖房便座及び洗浄便座へ改修）

ウ 設備機器、配管等の撤去並びに新設に伴う管工事

エ 上記の他、工事で必要な建築工事

オ 基本図面作成（配置図、平面図、改修詳細図等）

（9園の配置図は、CADデータの提供可能。）

カ 電気容量（回路及び園全量）の検証及び検討

(3) 本業務を遂行するために必要な各設備の仕様及び諸条件の調査

(4) 留意事項

ア 既設設備の改修のため、機器設置状況、配管スペースの可否、仕上げ材の仕様など施設内の現況を十分に把握したうえで設計を行い、施工時に支障がないようにすること。

イ 各設備の設置については、関係者の意見を十分に反映させること。

ウ 設計内容は更新機器の仕様を含め、安全性、使いやすさ及び環境に配慮したものとすること。

エ 保育園の園児、保護者及び園関係者への安全を第一に考え、工程、機器の搬入及び搬出方法を検討し設計を行う。また、工事施工における保育園の行事及び園児への影響も十分検討すること。

5 提出図書及び資料（成果品）

提出する成果品は、次のとおりとする。また、紙成果品及び電子成果品で提出し、電子成果品は電子記憶媒体で提出すること。ただし、監督員の承諾を得たものについてはこの限りでない。

成 果 品	部数	サイズ
打合せ記録簿	1部	A4版
現地調査報告書（写真帳共）	1部	A4版
設計基準による設計図	2部	A2又はA1版
	2部	A3版

各種計画書	1部	A4版
設計書（Excel作成）	1部	A4版
各種数量調書・積算資料	1部	A4版
各種見積り書（3者以上、比較表共）	1部	A4版
コスト縮減対策検討書	1部	A4版
環境保護対策検討書	1部	A4版
手続きに必要な書類	一式	A4版
その他必要と認められた資料	一式	A4版

注）コスト縮減対策検討書及び環境保護対策検討の作成は、安城市「公共工事計画環境配慮手順書」に準ずること。

6 その他

- （1）受注者は係員と緊密な連絡を取り、その連絡事項をその都度記録し、議事録として提出すること。
- （2）別紙「設計基準」による一般事項等を遵守するとともに、設計根拠、資料等はすべて明確にして提出のこと。
- （3）積算は、国土交通大臣官房官庁営繕部監修「建築設備数量積算基準・同解説」（最新版）による。
- （4）図面データ作成基準は、基本的に「建築・設備CAD図面作成要領」により作成すること。
- （5）作成した図面データの使用については、受託者は安城市が第三者に貸与することを承諾すること。
- （6）本業務に関する専用実施権は、業務完了後安城市に設定するものとする。
- （7）各関連機関との調整を行うこと。
- （8）改修場所の現状を確認調査し設計すること。
- （9）成果品の引渡し後についても、当該設計に関する質問に対する回答書を作成すること。
- （10）成果品の提出方法については、協議の上決定するものとする。

7 設計納期

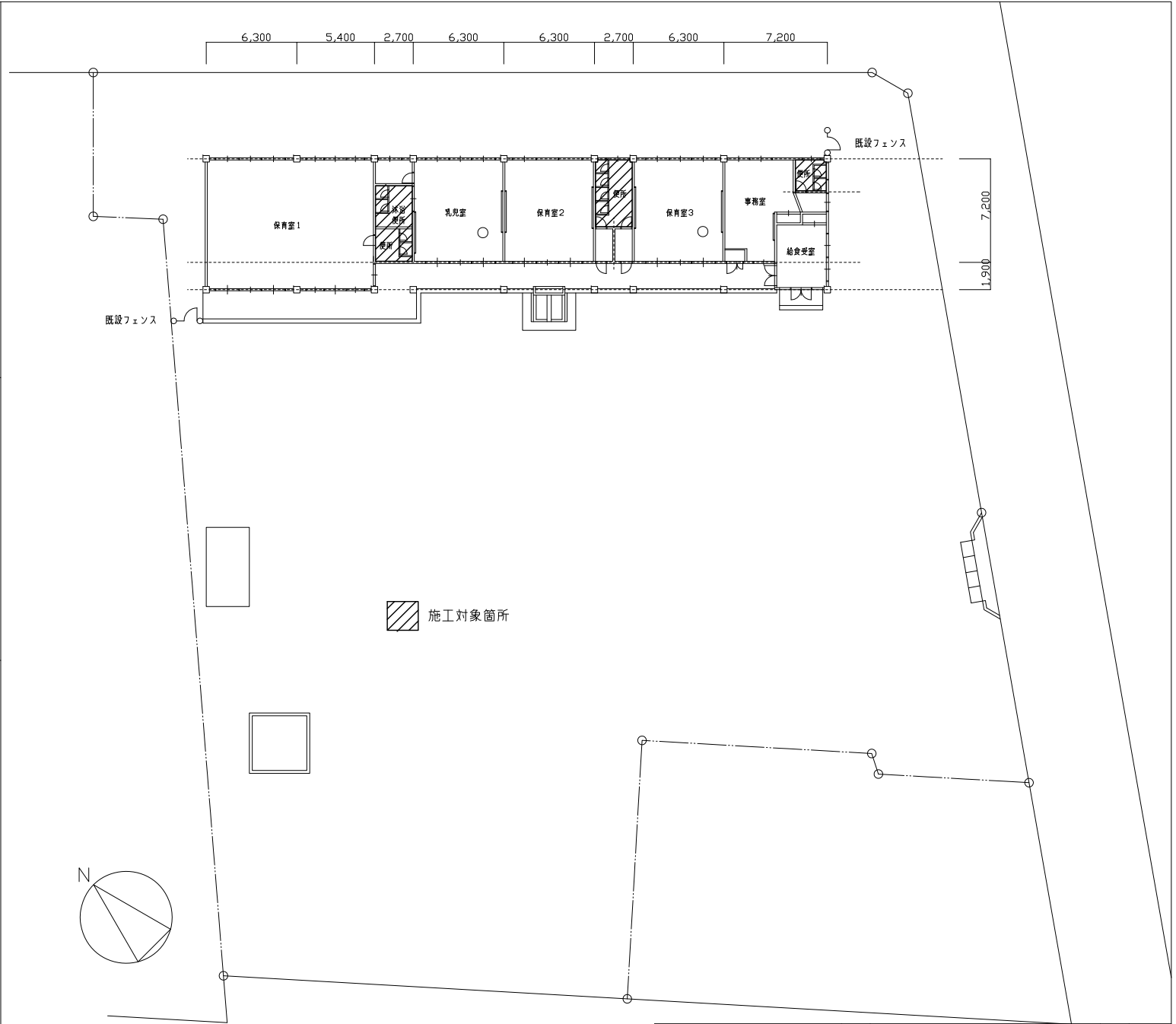
成果品の納期は、平成25年8月23日までとする。

8 検査

- (1) 受注者は、業務完了時に発注者の検査員により成果品の検査を受けること。
- (2) 成果品の検査に合格後、提出図面等一式の納品を以って業務終了とする。

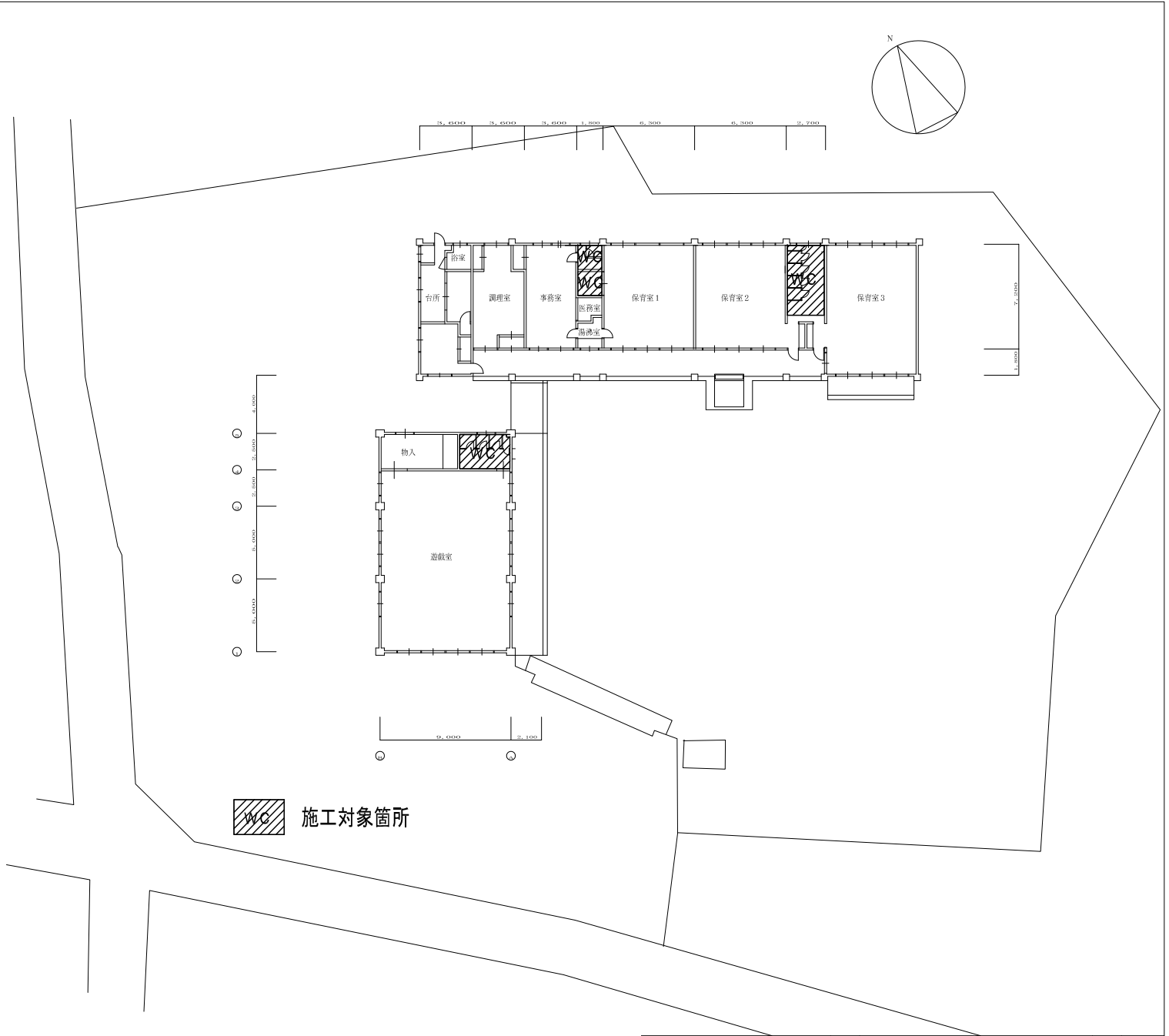
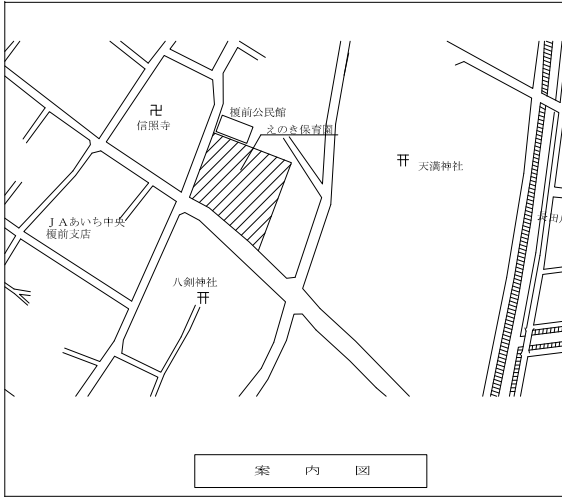


案内図



配置図 1/200

名古屋市区若葉通1丁目28番地 株式会社 建築設備計画 代表取締役 豊嶋 晴彦 一級建築士 第52908号 建築設備士 0100-2244PY	工事名称 城ヶ入保育園	図面番号 1/200
	図面名称 配置図	図面縮尺 1/200
安城市建設部建築課		

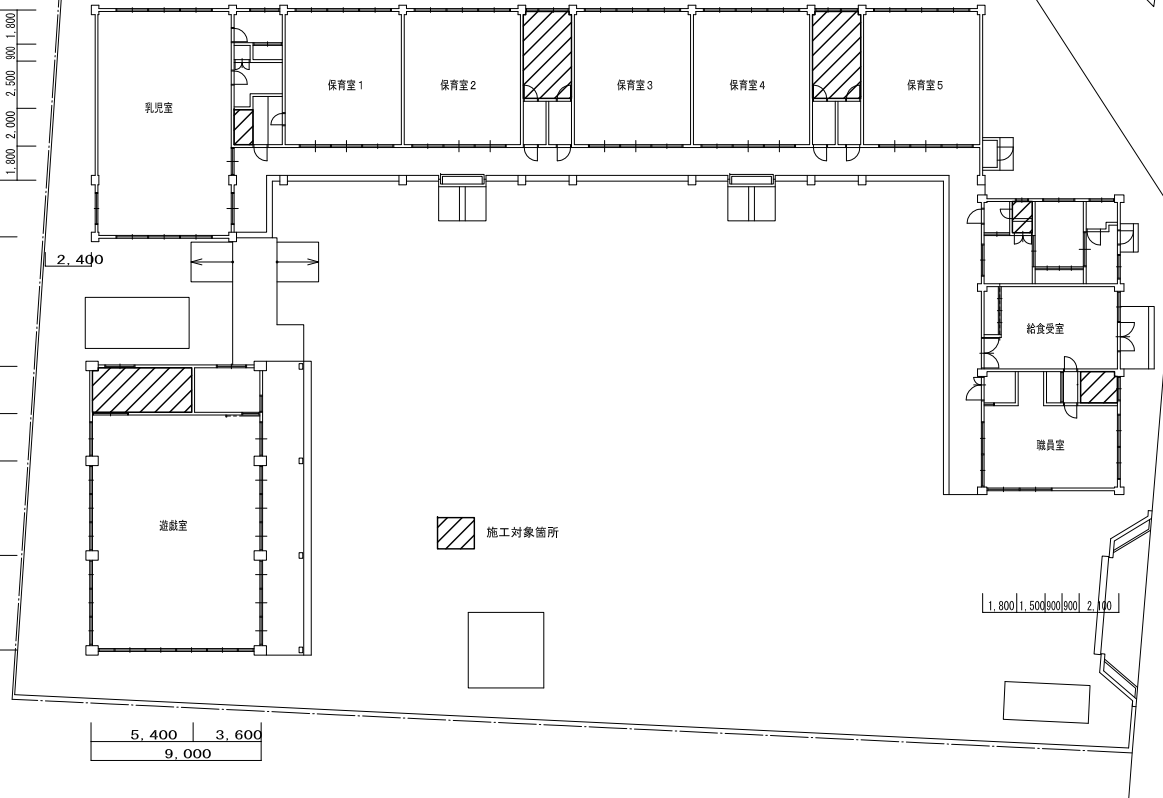
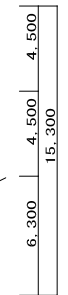
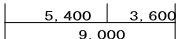
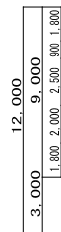
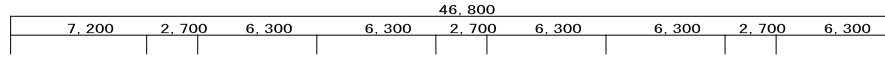
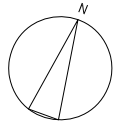


1/200

名古屋市北区岩通1丁目28番地 株式会社 建築設備計画 代表取締役 豊嶋 晴彦 一級建築士 第52908号 建築設備士 0100-2244P	工事名称 えのき保育園	図面番号 1/200
	図面名称 西記図	図面縮尺 1/200
安城市建設部建築課		

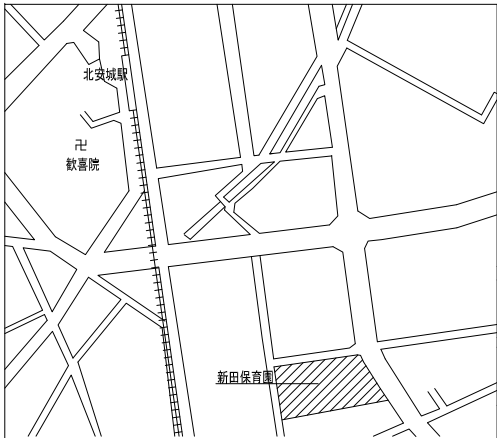


案内図

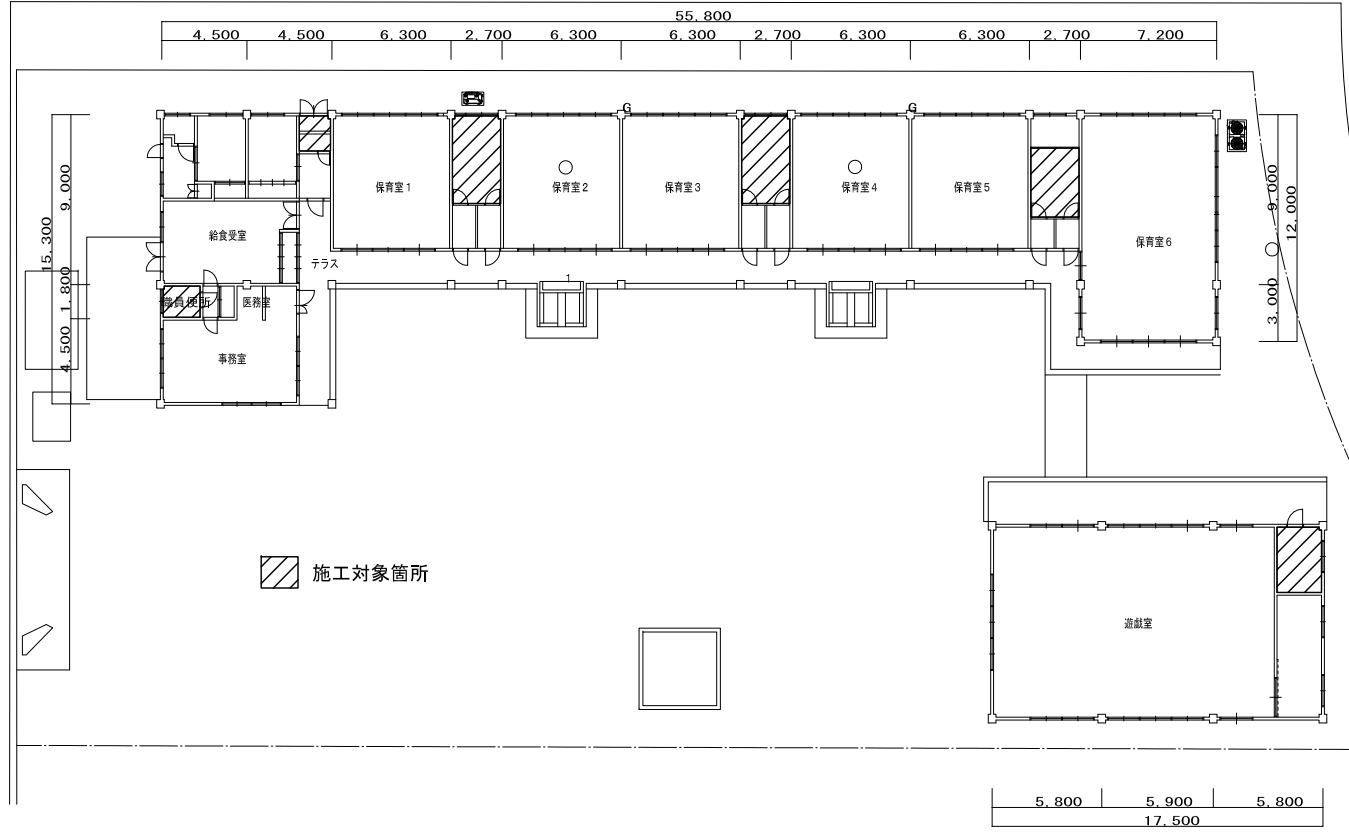
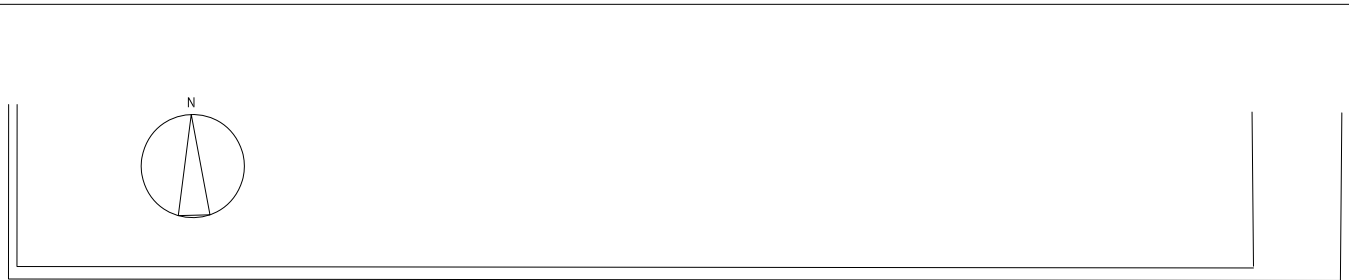


配置図 1/200

名古屋市区若業通1丁目28番地 株式会社 建築設備計画 代表取締役 豊嶋晴彦 一級建築士 第52908号 建築設備士 0100-2244PY	工事名称	みのわ保育園	図面番号	
	図面名称	配置図	図面尺	1/200
安城市建設部建築課				

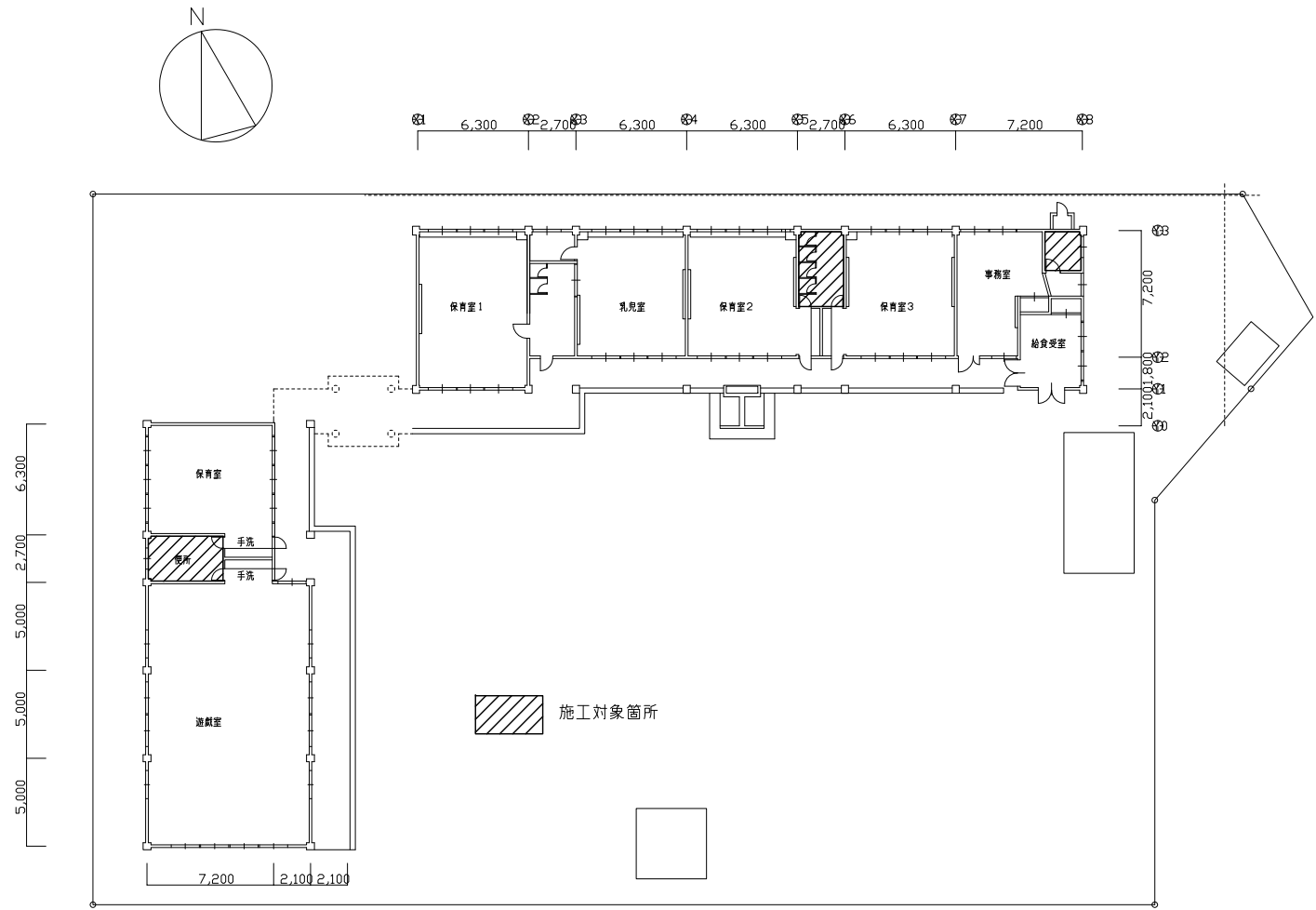
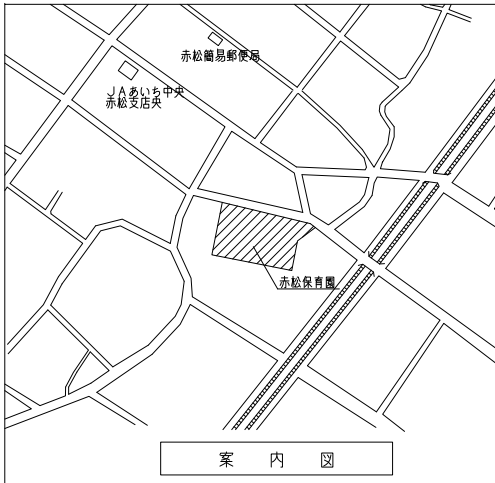


案内図



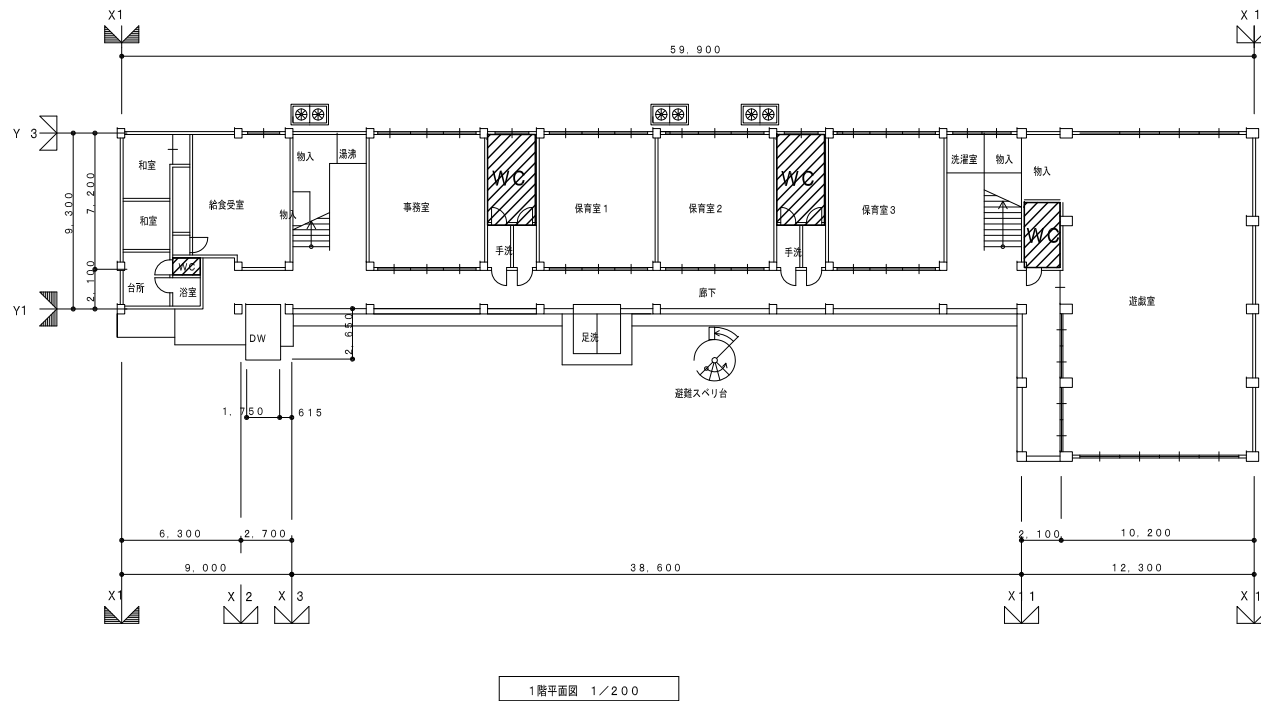
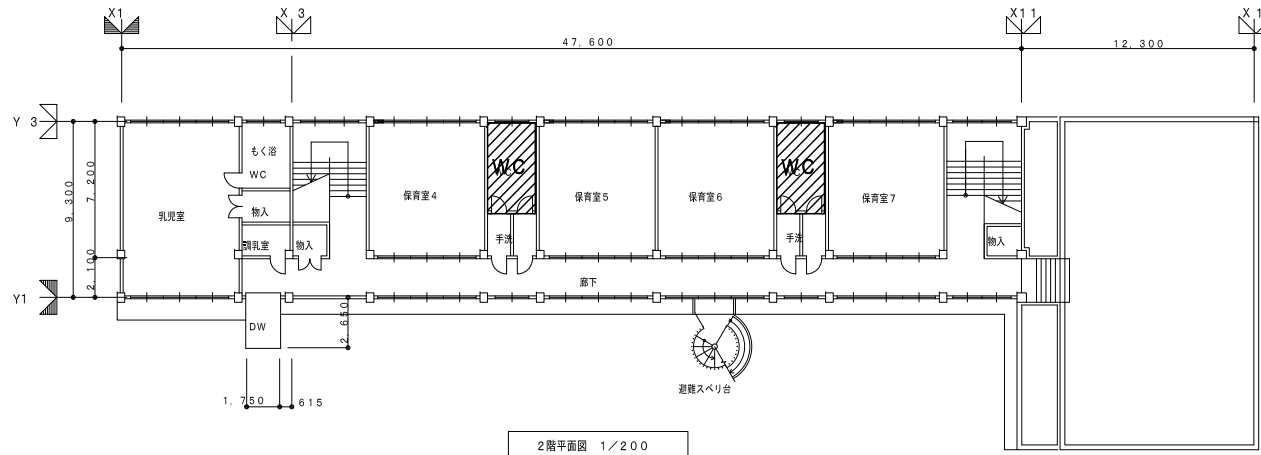
配置図 1/200

名古屋市区若葉通1丁目28番地 株式会社 建築設備計画 代表取締役 豊嶋晴彦 一級建築士 第52908号 建築監理士 0109-2244PV	工 名 称 新田保育園 配 置 図	図 面 号 図 面 尺 1/200
安城市建設部建築課		



配置図 1/200

名古屋市区若葉通1丁目28番地 株式会社 建築設備計画 代表取締役 豊嶋晴彦 一級建築士 第52908号 建築設備士 0100-2244PY	工事名称	赤松保育園	図面番号	
	図面名称	配置図	図面縮尺	1/200
安城市建設部建築課			平成14年 9月	



みその保育園

1・2階平面図

S=1:200

株式会社 協同設備事務所

建築設計士 高田 松信
登録番号 第0100-3878K

設計

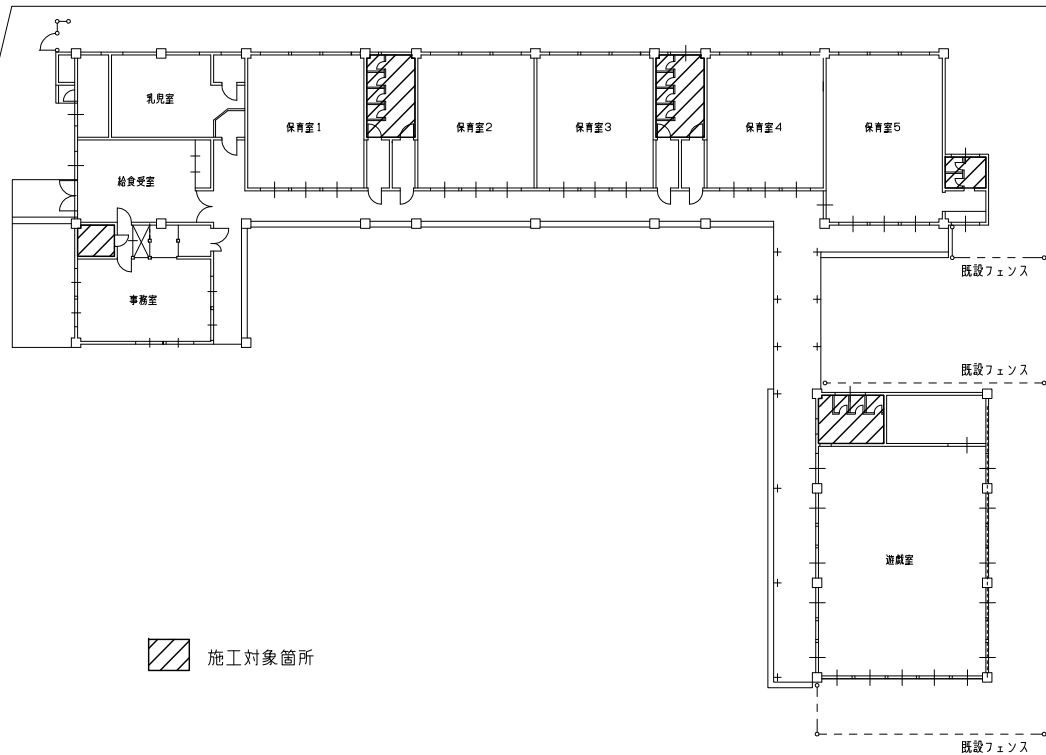
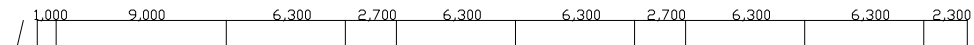
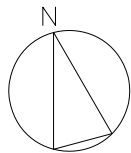
棟

担当

No.



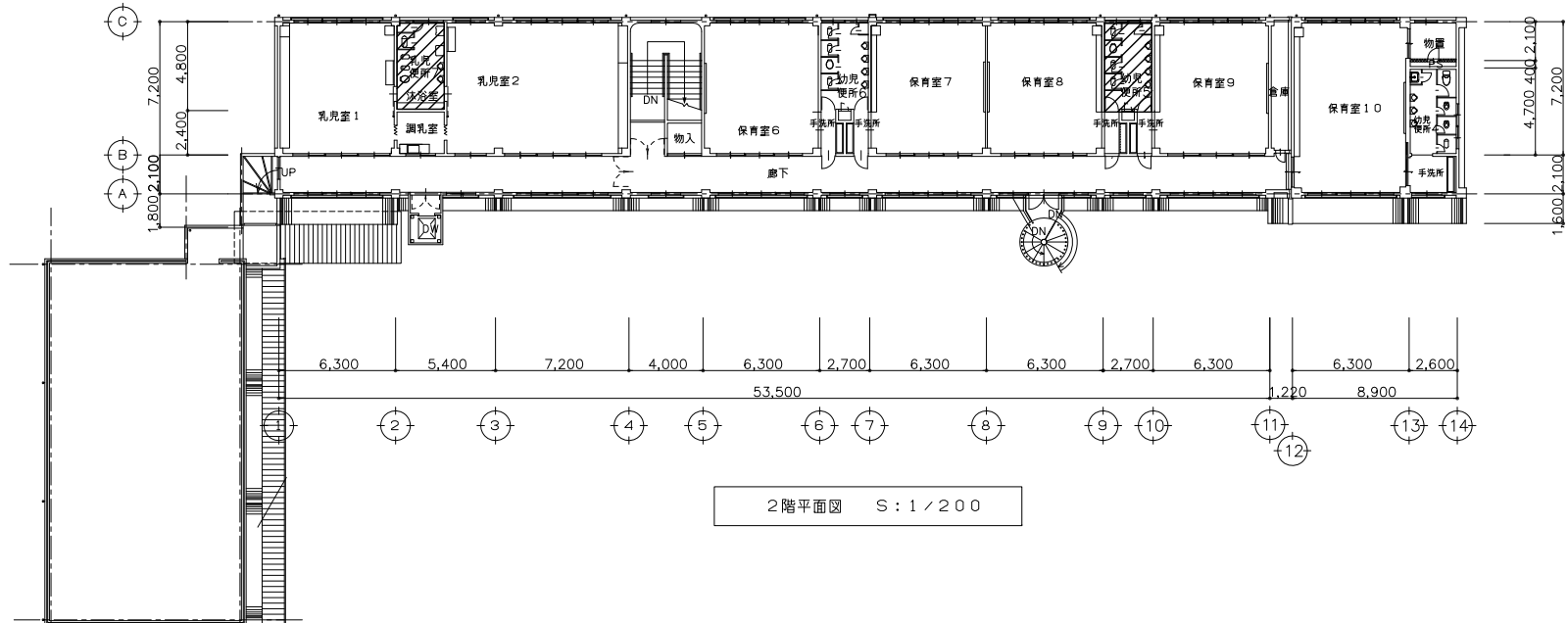
案内図



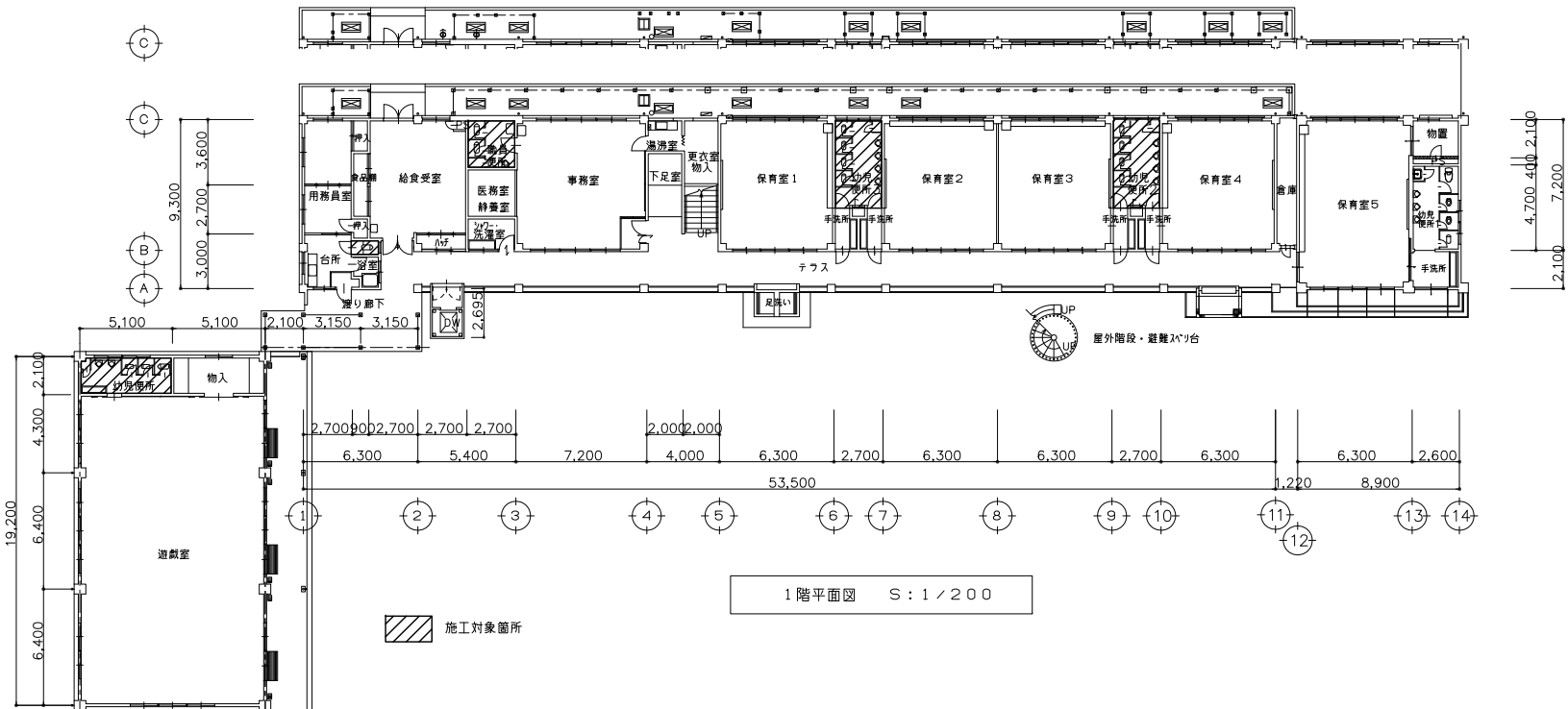
施工対象箇所

配置図 1/200

名古屋市北区若葉通1丁目28番地 株式会社 建築設備計画 代表取締役 豊嶋晴彦 一級建築士 第52908号 建築設備士 0100-2244PY	工事名称 桜井保育園	図面番号 1/200
	図面名称 配置図	図面縮尺 1/200
安城市建設部建築課		

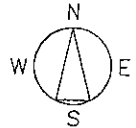
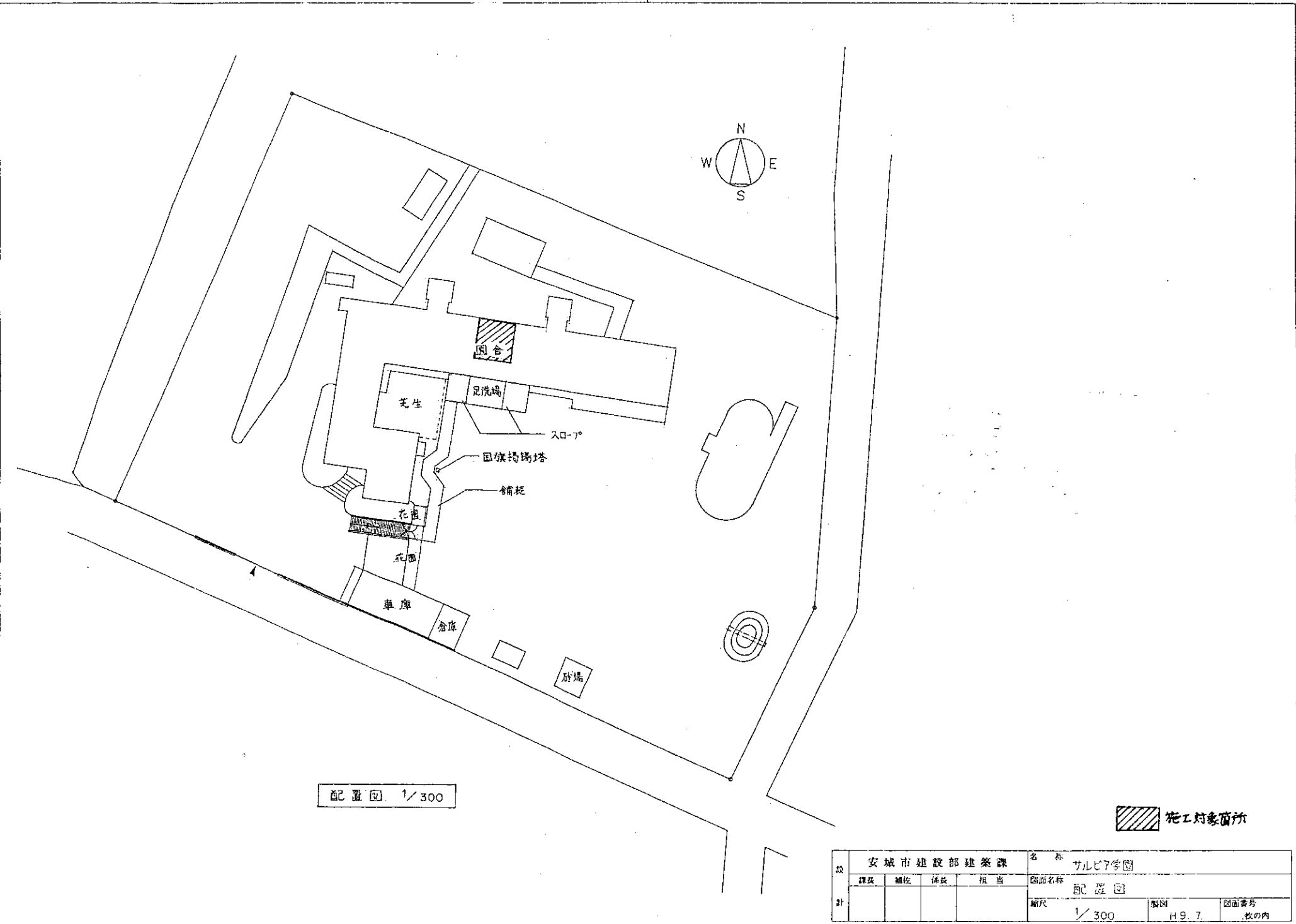


2階平面図 S: 1/200




1階平面図 S: 1/200

施工対象箇所



配置図 1/300

 施工対象箇所

安城市建設部建築課				名称	サルビ7学園	
課長	補佐	係長	担当	図面名称	配置図	
				縮尺	1/300	製図 H.9.7.
				図面番号	枚の内	

設 計 基 準

安城市建設部建築課

第1 一般事項

この設計基準は、建築及び建築設備等の設計図の作成要領を定めるものであり、市の建物は公共的な建物であることを念頭におき、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

1. 計画は建物それぞれの用途に適したものとし、その機能を十分達成できるものとする。
2. 計画には工事場所、工期及び施工時期等を考慮し適切な構造、仕上げを選定するとともに予定工事費に対して適正な設計とすること。
3. 関係法令ならびにそれらの基準等に適合するものとする。
4. 構造その他の設計にあたっては、安全性を確保できるよう配慮する。
5. 意匠は、それぞれの建物の目的にふさわしいもので、原則として華美を避ける。
6. 材料、仕上げ等の選定にあたっては堅ろうを旨とするとともに、将来の保守点検等についても配慮する。
7. 施工が簡明で見積りやすい設計とする。
8. 建築及び設備等は、計画当初より綿密な連絡を保ち設計の完全を期する。

第2 設計図作成要領

1. 設計に先立って形態、主要材料、構造、設備等のうち基本事項については十分検討して決定する。
2. 工法、材料の選定及び仕様等については、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書」（建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編）及び「公共建築改修工事標準仕様書」（建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編）の各最新版によるものとする。
3. 図面作成の原則は、簡明で重複表現を避け、各所ごとにできる限りまとめて見やすい図面とする。
4. 工事内容の基本的事項について列記し、別途工事あるいは、将来計画のある場合は、その措置方法についても記入する。
5. 建築、設備の工事区分を明確に記入する。
6. 配筋図の作成にあたっては、標準配筋図に準拠するものとする。
7. 図面データは指定したものにより作成し、建築・設備 CAD 図面作成要領によるものとする。
8. 図面データの図示記号は別表のとおりとする。ただし、設備設計にあたっては国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書」「公共建築改修工事標準仕様書」（電気設備工事編・機械設備工事編）の各最新版によるものとする。

第3 建築設計図作成要領

1. 意匠図

(1) 図面目次

- ア. 工事名称と図面目次は、原則として1枚に記入する。
- イ. 工事名称は、原則として一括発注する場合は、「……建設工事」、分離発注する場合は、「……建設主体工事」「……建設電気工事」「……建設管工事」「……建設空調工事」等とする。

(2) 配置図

- ア. 縮尺は1/200から1/600程度とする。
- イ. 所在地、地域、地区の指定、敷地面積、建築面積及び延べ床面積等の概要を記入する。
- ウ. 敷地の接する道路幅員、計画建物の外郭通り芯寸法、建物と敷地境界線よりの寸法線等の記入をする。
- エ. 電柱の位置、高圧線の位置、その他既設建物及び障害物がある場合は記入する。

(3) 建物面積算定図

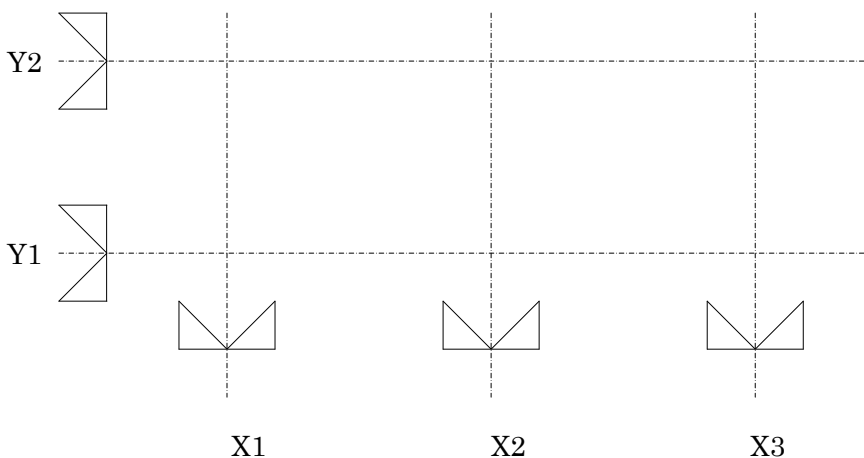
- ア. 縮尺は適宜とし算定の根拠を図示する。

(4) 仕上表

- ア. 外部と内部に分け、内部は各階・各室毎に記入する。
- イ. 取付機器及び家具等がある場合は、備考欄に記入し、別途工事のものはその旨を明記する。

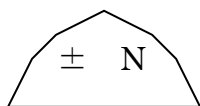
(5) 平面図

- ア. 縮尺は原則として1/100とする。ただし、建物規模等により支障が生じた場合は、監督員と協議のうえ変更することができる。
- イ. 通り芯の設定は、原則として下記のとおりとする。



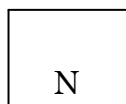
- ウ. 壁芯の位置は、通り芯から壁芯までの寸法を記入する。
- エ. 構造体の種類が多岐にわたるときは、種別毎に区分し、その記号を凡例に記入する。（統一記号を使用すること。）
- オ. 各階において各室の床高が異なる場合は、基準（ZN）よりの高さを記入する。

（例）



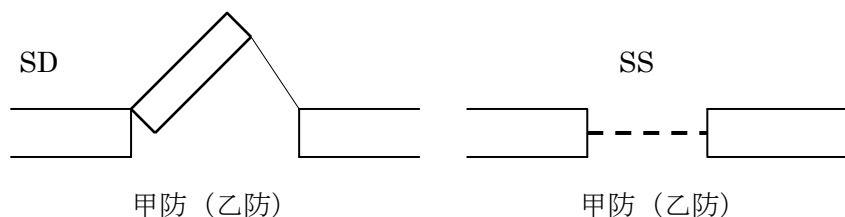
- カ. 各所詳細図の図面番号を記入する。

（例）



- キ. 防火戸、防火シャッターの位置を記入する。

（例）



- ク. エキスパンションジョイントについては、その位置を記入する。

(6) 立面図

- ア. 縮尺は平面図に準ずる。
- イ. 外周全面について作成する。
- ウ. 必要に応じ仕上げ（建具を除く）を記入する。
ただし、仕上げが多種にわたる場合は、記号で記入し、凡例を表示する。
- エ. 高架水槽、クーリングタワー、無線鉄塔、アンテナ、看板及びタラップ等がある場合は記入する。ただし別途工事の場合は点線で表示する。

(7) 断面図

- ア. 縮尺は平面図に準ずる。
- イ. 原則として2面以上とする。ただし、複雑、多様な断面を有する場合は、追加する。
- ウ. 周辺道路及び隣地との高低関係がわかるようにし、建築基準法上必要に応じ高さ制限の範囲を記入する。
- エ. 階高、天井高、基礎深さ及び建物の最高高等を記入する。
- オ. 増築計画がある場合は、破線で記入する。

カ. エキスパンションジョイントについては、その位置を記入する。

(8) 矩計図

ア. 縮尺は原則として1/20又は1/30とする。

イ. 窓廻り、出入口枠廻り、天井と壁の納まり及び屋上防水の納まり等代表的な部分を記入する。

ウ. 必要に応じ部分詳細図を抜き書きする。縮尺は1/10程度とする。

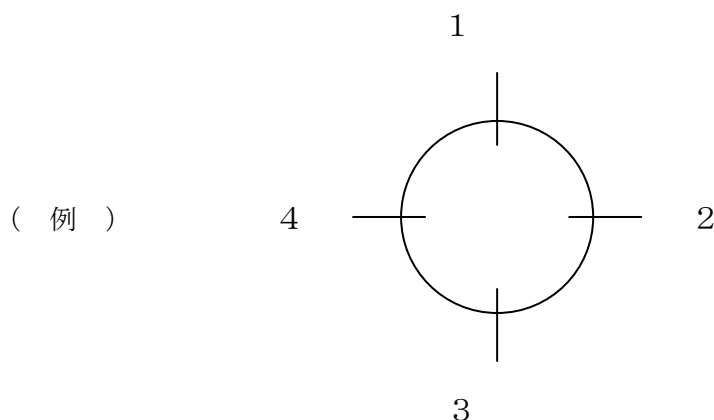
(9) 詳細図

ア. 平面詳細図、展開図及び断面図は、1/50の縮尺とし、必要に応じ各部詳細を拡大して補足する。

イ. 各室毎に平面図、展開図をなるべく一枚の図面にまとめる。

ただし、倉庫・物置及び押入等で仕様が単純な部屋については、省略することができる。

ウ. 平面詳細図は、平面図と同一方向に配置し、展開図は、上を起点とし時計廻りの順序で作成する。



エ. 階段、便所、台所、玄関及び浴室等は、断面詳細図を併せ作成する。

オ. 平面詳細図には、各部の仕上表を別に記入しフローダクト、ピット等の位置を記入する。

カ. 展開図には、洗面器、壁付照明器具、消化栓、拡声器、各種盤類、吹出口、吸込口及びコンベクター等を記入する。ただし、別途工事のものについては、点線で記入する。

(10) 天井伏図

ア. 縮尺は平面図に準じる。

イ. 各材料による天井割付けを行い、照明器具、スピーカー、天井点検口及び吸出口等の位置を明記する。

(11) 建具表

ア. 縮尺は原則として1/50とする。

イ. キープランを作成し、建具記号を記入する。

- ウ. 姿図、内法寸法、使用箇所、数量、材種、見込み寸法及び仕上げ等を記入する。
- エ. 額、ガラリ、付属金物の種類、材種、寸法、ガラスの種類及び厚さ等を記入する。

2. 構造図

(1) 基礎伏図

- ア. 縮尺は平面図に準じる。
- イ. 基礎及び地中梁の符号を記入する。
- ウ. 通り芯（基準線）より基礎及び地中梁の芯までの寸法を記入する。
- エ. 基礎の深さが異なるときは、基礎底の深さを記入する。
- オ. 壁部分は、断面として図示し、その厚さを記入する。
- カ. 木造間仕切等の無筋コンクリート基礎があれば記入する。
- キ. 配管用等の地中梁貫通部分で補強を要する部分は記入する。
- ク. 杭打ちの場合は、位置を記入し、杭の仕様、長さ及び本数を一覧表にする。

(2) 各階伏図

- ア. 縮尺は平面図に準じる。
- イ. 柱記号、梁記号及び床版記号を記入する。
- ウ. 壁部分は、腰壁と下り壁を区分して図示し、その厚さを記入する。（原則として見上図とする。）
- エ. 床面のレベル差があれば記入する。
- オ. 配管用等の梁貫通部及び開口部があれば記入する。
- カ. 通り芯（基準線）より梁芯までの平面寸法を記入する。
- キ. エキスパンションジョイントについては、その位置を記入する。

(3) 柱及び梁断面表

- ア. 縮尺は原則として1/30及び1/50とする。
- イ. 両端部と中央部の断面図を記入する。（同一配筋の場合は省略可）この場合通り芯の若い数字側を左に記入する。
- ウ. 通り芯より断面芯までの寸法を記入する。

(4) 基礎及び地中梁断面表

- ア. 縮尺は原則として1/30又は1/50とする。
- イ. 割栗石（碎石）、捨てコンクリート等の地業関係を記入する。
- ウ. 杭位置、間隔を記入する。

(5) 床版断面表

- ア. 縮尺は原則として1/30又は1/50とする。
- イ. 長辺及び短辺方向を必要に応じ表示し、特殊な床版については、平面配筋図を追記する。

(6) 壁配筋図

- ア. 縮尺は原則として1/30又は1/50とする。
- イ. 壁厚ごとに配筋方法の原則を示すのみでよい。
- ウ. 耐震壁については、展開図を書き、開口部、消火栓ボックス及び分電盤等の設備機器の位置を記入し、補強筋を明記する。
- エ. 壁式構造の場合は、各軸組ごとに壁配筋図を作成する。

(7) 架構配筋詳細図

- ア. 縮尺は原則として1/30又は1/50とする。
- イ. 主要ラーメン3箇所程度を記入する。ただし、架構の複雑なラーメンの場合は、監督員と協議のうえ追記する。

(8) 雑配筋詳細図

- ア. 縮尺は原則として1/30又は1/50とする。
- イ. 煙突及びその他特殊な詳細部分の配筋詳細を記入する。

(9) 鉄骨架構図

- ア. 縮尺は原則として1/100とする。
- イ. 全架構を記入する。
- ウ. 開口部廻り、壁ブレース、胴縁及び基礎廻り等を記入する。

(10) 鉄骨詳細図

- ア. 縮尺は原則として1/20又は1/30とする。
- イ. 柱梁の接合部継手、母屋、胴縁、ブレース、その他特殊な詳細部分を記入する。
- ウ. 柱脚は、柱の応力を基礎に安全に伝えるように設計する。
- エ. リベット径、高力ボルト径、溶接の脚長及びガセットプレートの厚さ等は、特に留意して記入し、リベット高力ボルトは径により表示方法をかえる。

3. 構造計算

構造計算は、建築学会各種構造計算規準によるほか、下記の点に留意するものとする。

(1) 大梁最低配筋（計算外）

- ア. 大梁引張鉄筋の最小量はハンチを除いた断面の0.4%以上とする。
- イ. RC造にあつては、端部上端筋主筋と中央部主筋との割合は計算によるほか、次による。

区分	端部上端	中央部
		上端 下端
主筋 本数	3・4・5	2
	6・7	3
	8・9・10	4

ウ. スパン7 m以上の鉄筋コンクリート梁の中央部上端及び下端主筋は3本以上とする。

(2) 耐震壁分担（水平力分担）

- ア. 耐震壁量は、各方向に3 cm/m²程度以上とし、適切に配置する。
- イ. 耐震壁が地震荷重を分担する限度は、引き抜きの生じない範囲とする。
- ウ. 耐震壁の剪断力度は、最下階をFC/20程度とし、上階へ向って徐々に低減する。
- エ. ラーメン部分は、その分担面積内に生ずる地震力の1/3程度は負担できるように設計する。
- オ. 各層の地震荷重の作用線（建物の重心）と剛心が一致しない場合には、必要に応じその影響を考慮する。（建物の捻れ補正）
- カ. 耐震壁に接続する柱、梁等の応力は、必要に応じて算定する。（ラーメンの耐震壁境界効果）

(3) 鉄骨構造計算

- ア. 注脚の固定度の仮定数値は、建物の性格、周囲の状況等を考慮して選定する。
- イ. 異種構造併用の場合、部材間の応力伝達が円滑に行われるように設計する。

(4) 基礎及び基礎梁設計

- ア. エキスパンションジョイントを設ける場合は、上部構造及び支持地盤の条件を判断しできる限り一体とすることを原則とする。
- イ. 基礎フーチングの縁の厚さは、直接基礎にあつては25 cm以上、杭打ち基礎にあつては35 cm以上とする。
- ウ. 基礎梁のあばら筋比は、0.15%以上とする。
- エ. 基礎梁の主筋全断面積のコンクリート全断面積に対する割合は、0.3%以上とする。

4. その他必要書類

- ア. 諸官庁申請書

第4 設備設計図作成要領

1. 電気設備設計

(1) 図面目次

工事名称と図面目次は、原則として1枚に記入する。

(2) 屋外配線図

ア. 縮尺は原則として1/200から1/600とし、配置図を兼ねる。

イ. 責任分界点を明記し、敷地境界より100m程度まで電力供給会社の配電線を記入する。

(3) 送電関係一覧表

(4) 電灯・動力の系統図及び幹線図

ア. 縮尺は原則とし、平面図は1/100又は1/200とし、立面図は1/10から1/50とする。

イ. 系統図

ウ. 平面図、立面図にて表示し、盤類に指定番号・負荷計算容量を記入する。

(5) 盤関係図

ア. 縮尺は適宜とする。

イ. 内部結線を明示し、分岐回路容量、分岐回路番号を記入する。

(6) 電灯及びコンセント配線図

ア. 縮尺は原則として1/100又は1/200とする。

イ. 電灯とコンセントは、原則として別図とする。

ウ. 電線管、電線の太さ、収納数を記入し、特殊ボックスはその種類及び寸法を記入する。

エ. 最上階スラブ、地階外壁、北側外壁には、なるべく埋め込み配管及び分電盤等の埋め込みをさける。

オ. 室名別照明器具一覧表

(7) 動力配線図

ア. 縮尺は原則として1/100又は1/200とする。

イ. 小規模のものは、電灯配線図に併記する。

(8) 弱電配線図

ア. 縮尺は原則として1/100又は1/200とする。

イ. 表示方法は、電灯、コンセント配線図に準じるものとし、機器、端子盤等には、種類、指定番号及び対数を記入する。

ウ. 機械室の配線図は、機器の使用及び接続を記入する。

(9) 火災報知配線図

ア. 縮尺は原則として1/100又は1/200とする。

- イ. 系統図
- ウ. 感知区域分割線を記入する。
- (10) 機器、盤類及び照明器具姿図
 - ア. 縮尺は適宜とする。
 - イ. 原則として、規格品を採用し、各機器の記号及び通し番号を付し内容、種類、寸法を記入する。
- (11) 変電機器配線図
 - ア. 縮尺は原則として1/20から1/50とする。
 - イ. 寸法を記入し、母線の結線状態を示す。(平面図、立面図)
 - ウ. 基礎詳細図
- (12) 発電機結線図及び機器配置図
 - ア. 縮尺は原則として1/20から1/50とする。
 - イ. 寸法、形状及び各仕様を記入する。(平面図、立面図)
- (13) 接地系統図
 - ア. その種別ごとに記入する。
- (14) 避雷針設備図
 - ア. 縮尺は適宜とする。
 - イ. 種類、設置場所、支持状態及び地上よりの尖頭高を記入する。
 - ウ. 接地極埋設図
- (15) エレベーター、エスカレーター及びリフト関係詳細図
 - ア. 縮尺は原則として、通し断面図は1/50とし、その他は適宜とする。
 - イ. 枠廻り、標示等の部分は、詳細図で補足する。
 - ウ. ゲージの内装及び扉・枠の仕様を記入する。
 - エ. 定格荷重、速度、定員及び運転方式等を記入する。
- (16) その他必要書類
 - ア. 遮断器の遮断容量計算書
 - イ. 負荷一覧表
 - ウ. 使用機器一覧表
 - エ. 照度計算書
 - オ. 諸官庁申請書
- 2. 管及び空調設備設計
 - (1) 図面目次
 - 工事名称と図面目次は、原則として1枚に記入する。
 - (2) 屋外配管図
 - ア. 縮尺は原則として1/200から1/600とし、配置図を兼ねる。

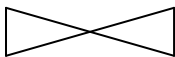
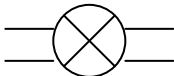


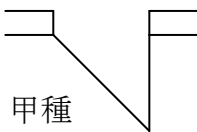
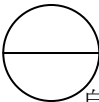
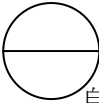
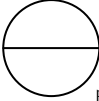
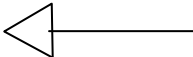
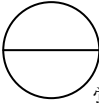
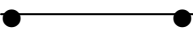
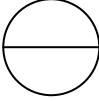
- イ. 敷地内外の配管系統ごとに材種、管径及び流水方向を明示し、埋設管は、必要に応じて、深さ、敷地境界線及び建築物からの水平距離を記入する。
 - ウ. 既設本管と接続する場合には、その工事区分を明確にする。
 - エ. 敷地に高低差があるときは、コンターラインを記入し、排水管路断面図を作成する。
- (3) 系統図
- ア. 断面図にて表示し、階高を記入する。
 - イ. 建物の地盤レベルが相違する場合は、基準面よりの高低差を記入する。
- (4) 屋内配管図
- ア. 縮尺は原則として1/100又は1/200とする。
 - イ. 機械室及び便所等配管の複雑な箇所は、1/20から1/50の配管詳細図（平面図、断面図）を作成する。ただし、必要な箇所は複線とする。
- (5) 風道配管図
- ア. 縮尺は原則として1/100又は1/200とし複線とする。
 - イ. 風道の太さ、吸込口の種類、寸法、風量及び風向を記入する。
 - ウ. 機械室は1/20から1/50の風道配管詳細図（平面図、断面図）を作成する。
- (6) 詳細図（機械、浄化槽、消火栓、水槽、桧、架台及び基礎等）
- ア. 縮尺は1/10から1/50とする。（原則）ただし、桧については1/10又は1/20とする。（原則）
 - イ. 桧については、一覧表を作成する。
 - ウ. 各槽への取入、取出し部分の配管詳細（平面及び断面）を記入する。
- (7) 使用機器及び衛生器具一覧表
- ア. 設置場所、数量、仕様、付属品明細を記入する。
- (8) その他必要な書類
- ア. 給排水量（雨水及び湧水を含む）計算書
 - イ. 給湯量、ガス量、冷暖房負荷、風量及び機器選定計算書
 - ウ. 主管及び枝管の管径計算書
 - エ. 浄化槽負荷計算書
 - オ. 消火機器選定計算書
 - カ. 排煙機器選定計算書
 - キ. 諸官庁申請書

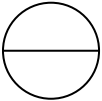
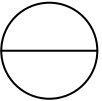
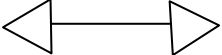
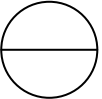
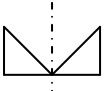

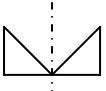

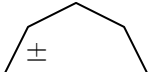

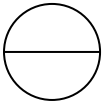
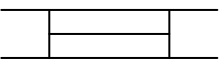
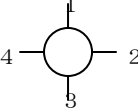
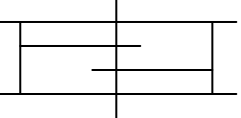
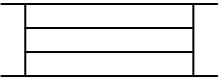
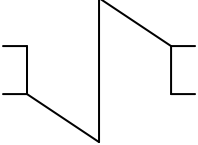

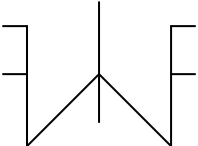
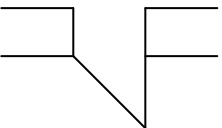
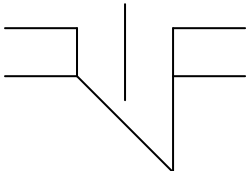
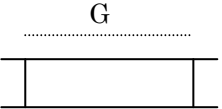
表示記号表

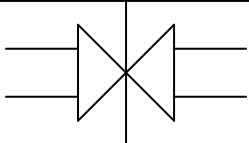
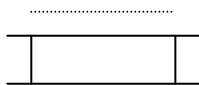
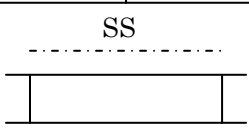
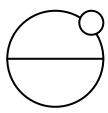
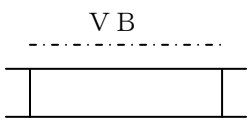
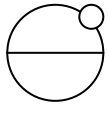
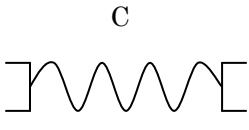
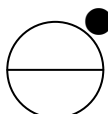
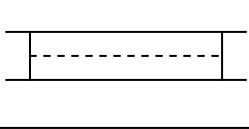
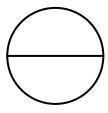
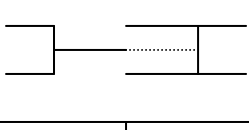
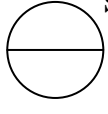
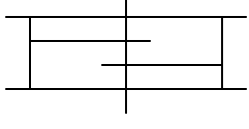
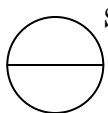
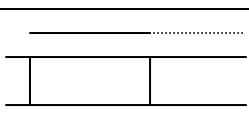
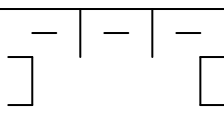
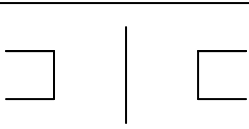
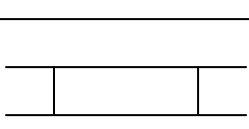
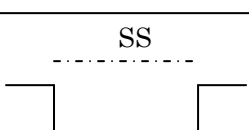
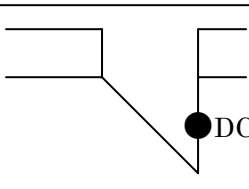
建築

別表

名称	記号	名称	記号
壁一般		境界標石	
鉄筋コンクリート 及びコンクリート		縦樋	
		ルーフドレイン	
軽量壁一般		吊かん	
ブロック壁		建築札	
鉄骨		掲示板 案内板 黒板	
木造壁			
割栗地業		床下、天井改め口	
地盤	<u>GL</u>	会所枿	
砂または石	<u>材料名記入</u>	マンホール	MH
たたみ		分電盤	
断熱材		消火栓	
		ワイヤーラス、 メタルラス、 リブラス	
動力盤	材料名記入 	端子盤	
		石材 TB 又は PC	
可動間仕切壁	<u>F・P</u> 	日本農林規格	J A S

板ガラス又は アクリル板	材料名記入	公共住宅用規格部品	K J
室名札 (文字書き込み)	△	衛生用 パイプスペース	P S
室名札 (文字彫り込み)	▲	空調用 ダクトスペース	D S
階段表示板		煙突	C H
電気用 配管スペース	E S	回転扉	
長さ	L	伸縮間仕切	
巾	W	自然排煙開口部	
高さ	H	防火戸 甲種 乙種	 甲種 乙種
重さ	Wt		
厚さ	t	熱感知器連動 自動閉鎖建具	 自閉 (熱)
直径	φ	煙感知器連動 自動閉鎖建具	 自閉 (煙)
間隔	@	熱煙知器連動 自動閉鎖建具	 自閉 (熱煙)
寸法線 (計り出し)		常閉式の場合	 常閉
寸法線 (わりこみ)		防火ダンパー付建具	 SPD 煙

防火ダンパー付建具	 HFD 熱	防火ダンパー付建具	 FFD ヒューズ
寸法線 (呼 び)		防音建具	 P
主 基 準 線	 黒塗	進入口に代る開口部	 赤枠 W×H
補 助 基 準 線		非常用進入口	 (赤塗) W×H
床高 (Z0 よりの高さ)		折 々 タ ミ 戸	
建 具 記 号		嵌め殺し窓	
展 開 図 案 内		引き違い窓	
別 途	(())	上げ下げ窓	
回 転 窓		両 開 き 窓	
両 開 き 窓		片 開 き 窓	
片 開 き 扉		格子付き窓	 G

自由扉		網戸	
シャッター付窓	SS 	ラバトリーヒンジ付扉	LH 
ベネシャンブラインド	VB 	オートヒンジ付扉	AH 
カーテン	C 	ドアチェック付扉	DC 
ランマ		スチールシャッター	SS 
引き込み戸		ステンレスシャッター	SSS 
引き違い戸		ステンレスガラリ	SSG 
片引き戸		軽量シャッター	
出入口一般		油性調合ペイント	O P
窓一般		合成樹脂調合ペイント	
シャッター	SS 	塩化ビニル樹脂エナメル	V P
ドアチェック		クリヤーラッカー	C L

鋼製扉	 SD	ラッカーエナメル	L E
鋼製窓	 SW	フタル酸樹脂エナメル	F P
鋼製ガラリ	 SG	合成樹脂 エマルジョンアクリル系	E P (A)
アルミ窓	 AD	合成樹脂 エマルジョン酢ビ系	E P (B)
アルミ扉	 AW	油性ステイン	O S
アルミガラリ	 AG	油性ステインワニス	O V
木製扉	 WD	多彩模様塗装塗り	多彩 P
木製窓	 WW	砂壁状吹付材塗り	R P
木製ガラリ	 WG	エポキシ系樹脂塗装	E X P
フローアーヒンジ付扉	 FH	アクリル系 エマルジョンリシン	AE リシン
ピポットヒンジ付扉	 PH		

建築・設備 CAD 図面作成要領

(目的)

第1条 この要領は、建築及び建築設備の図面作成について、最低限必要であるルールについて定め、CADデータの交換及び共有並びに有効活用を促し、業務の効率化に資することを目的とする。

(対象)

第2条 この要領は、安城市が発注する設計業務で作成する図面及び工事の完成図に適用する。

(一般事項)

第3条 CAD作成ソフトは「AutoCAD LT」を使用する。

2 前項に規定するソフト以外により作成したものは、作図完了後に AutoCAD (DWG) 形式にファイル変換し、AutoCAD LTで読み込み、表示及び印刷ができることとする。

3 提出データは、AutoCAD (DWG) 形式のほか、作図サイズと同サイズの PDF ファイルを作成し、共にCD-R又はDVD-Rで提出すること。

4 図面に押印は必要としない。

5 この要領に記載のない事項については、「安城市建設部建築課 設計基準」によることとする。

(図面のサイズ)

第4条 レイアウトサイズ (用紙サイズ) は、A2判を標準とする。

(ファイル名等)

第5条 図面ファイルの名称は日本語とし、ファイルの命名は、国土交通大臣官房官庁営繕部の「建築 CAD 図面作成要領」(案) (平成14年11月改訂版) の規定に準じる。

2 図面ファイルの作成は、図面ごとにファイルを分けて作成する。なお、ひとつのモデル空間に2つ以上のペーパー空間を作らないこととする。

(図面の書式等)

第6条 図面の書式及び設定については、次の各号のとおりとする。

(1) 印刷スタイルテーブルは、monochrome.ctbを使用すること。

(2) 印刷尺度は、1:1とする。

(3) 画層レイヤ名は日本語とし、レイヤの分類については、事前に業務計画書によ

り、監督員の承諾を得ること。

(4) 線及び文字の色の指定はしないが、By Layer で各々指定すること。また、基本の背景色を黒色とし、背景が黒色でも明瞭に識別できる色を設定すること。

(5) 線種設定について、事前に業務計画書により線種一覧を提出するとともに、モデル空間の作図余白に明示すること。

(6) 文字の書体は、MS ゴシックを基本とする。特別の理由により他の書体を利用する場合は、文字化けを防ぐために Microsoft Windows 7 標準搭載フォントから選択すること。また、印刷時に容易に文字が判別できるように、最小の文字高さは印刷時に 3 ミリメートルとすることを原則とする。

なお、事前に業務計画書により文字スタイルの一覧を提出するとともに、モデル空間の作図余白に明示すること。

(7) 線の太さは By Layer とせず、各線自身に太さを設定すること。

(8) 寸法線について、事前に業務計画書により寸法スタイル一覧を提出するとともに、モデル空間の作図余白に明示すること。

(その他)

第 7 条 この要領の規定によりがたい場合は、監督員と協議し、承諾を得て業務を行うものとする。

附 則

この要領は、平成 1 4 年 1 2 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。